



## 月額変更届 チェックリスト

※ダウンロード資料 項目名 1 : 昇給により従前の標準報酬月額との差が 2 等級以上になった場合

※ダウンロード資料 項目名 2 : 標準報酬月額の上限に該当する等級変更の場合

※ダウンロード資料 項目名 3 : 特定適用事業所等の短時間労働者の場合

提出の前に再度、下記項目を確認してみましょう！

### ～確認事項～

<input type="checkbox"/>	① 年金事務所または事務センターへの提出日を記入している。
<input type="checkbox"/>	② 事業所情報を漏れなく記入している。
<input type="checkbox"/>	③ 被保険者整理番号を記入している。
<input type="checkbox"/>	⑤ 該当する元号の番号を下記の通りに記入している。 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和 <b>【記載例】昭和 40 年 12 月 1 日の場合 5-401201</b>
<input type="checkbox"/>	⑥ 変動後の賃金を支払った月から 4 か月目の年月を記入している。
<input type="checkbox"/>	⑦ 従前の標準報酬月額（現在適用されている等級 = 標準報酬月額）と適用された月を記入している。
<input type="checkbox"/>	⑧ ⑦の改定の理由となる昇降給が発生した月を記入している。 また、昇降給のどちらかが分かるよう〇をしている。
<input type="checkbox"/>	⑨ 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入している。 また、⑬の『修正平均額』に差額分を除いた平均額を記入している。 <b>※該当する場合のみ</b>
<input type="checkbox"/>	⑩ 変動後の賃金を支払った月から 3 か月を記入している。 また、各月の給与支払の対象となった日数を記入している。 <b>※記事内の『支払基礎日数の数え方』を確認する。</b>
<input type="checkbox"/>	⑪ それぞれの月に支払われた報酬のうち通貨で支払われた金額を記入している。 <b>※記事内の『随時改定の対象となるもの』を確認する。</b> <b>※昇給が遡ったため昇給差額が支給された場合は、その額も合わせて記入する。</b>

<input type="checkbox"/>	<p>⑫ それぞれの月に支払われた報酬のうち現物で支払われたものを金銭に換算して記入している。 <b>※記事内の『随時改定の対象となるもの』を確認する。</b> ※日本年金機構 参照：<a href="#">全国現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）</a></p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑬ 各月の⑪と⑫の合計額を記入している。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑭ ⑩が17日以上の月の合計額を総計した額を記入している。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑮ ⑭を⑩の17日以上の月数で割った額を記入する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑯ 差額分を除いた平均額を記入している。 <b>※遅配分給与の支払や昇給が遡ったことにより⑬⑭⑮に⑨が含まれている場合のみ。（⑨参照）</b></p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑰ 個人番号または基礎年金番号を記入している。 また、⑱の『1.70歳以上被用者月額変更』に○をしている。 <b>※70歳以上被用者に該当する場合のみ。</b></p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑱ 該当する項目がある場合、○で囲んでいる。</p>